

第1条 社会福祉法人・春生会役員活動の報償についてこの規程を設ける。

第2条 役員とは社会福祉法人・春生会理事・評議員及び監事を言う。

第3条 役員が会議出席或は調査研究のため市外に出張したときは費用弁償として旅費を支給する。
その場合くども保育園給与等支給規程による一等級職員の旅費を適用する。

第4条 施設及び市内における会合については日額合計5,045円の手当及び交通費を支給する。

この規程は平成29年4月1日より施行する。

注) 旅費の実勢値が3,500円のため、手当で1,545円とし源泉税45円となり本人支給額5,000円とする。